

くみ取り便所・単独処理浄化槽を利用中のご家庭へのお知らせです！

ご自宅に合併処理浄化槽を設置しませんか？

町では、生活環境の改善や公共用水域の水質保全のため、下水道等の計画区域以外の住宅に合併処理浄化槽を設置する場合には、次のとおり設置費用の一部を補助しています。

ご家族でお話し合いのうえ、ぜひこの機会に合併処理浄化槽の設置をお願いいたします。

※既に合併処理浄化槽をご利用のご家庭は、そのままお使いください。(下水道等が使える区域の場合は下水道等への切り替えが必要です。)

1. 合併処理浄化槽とは？

☆建物内から出される「生活排水を全て浄化槽で処理して」きれいな水を水路等に放流します。

①くみ取り便所…台所、風呂、洗面台、洗濯機等の「生活雑排水は未処理」のまま水路等に流されています。また、便所のし尿は依頼を受けた収集業者が会津若松市のし尿処理施設へ搬入し、適正に処理されています。



②単独処理浄化槽…くみ取り便所と同様、台所等の「生活雑排水は未処理」のままです。また、便所の排水は単独処理浄化槽で処理して放流されますが、古い構造のため適正に維持管理しても処理能力が低く、全体での水環境に与える負荷は一番大きいものとなっています。このため単独処理浄化槽は平成13年からは法律で新規の設置ができなくなりました。定期的な保守点検、年1回以上の清掃、年1回の法定検査受検が法律で義務付けられおり、全て実施した方には5年間の期間限定で維持管理費用に対する町の補助制度があります。単独処理浄化槽を使用している住宅は水環境に与える負荷が大きいため、できるだけ合併処理浄化槽に転換されるようお願いいたします。



③合併処理浄化槽…台所、風呂、洗面台、洗濯機等の生活雑排水と便所の排水は「全て合併処理浄化槽で処理して」放流されます。現在の合併処理浄化槽は、下水道処理施設等と同等の「高い処理能力を持つもの」となっています。定期的な保守点検、年1回以上の清掃、年1回の法定検査受検は必要ですが、維持管理費用に対する町の補助制度があります。



2. 設置補助の対象区域

地区名	行政区名
猪苗代地区	新堀向、沼ノ倉、渋谷、長坂、柵次、川上、千貫
翁島地区	五十軒、西久保、行津桜川、翁島駅前、土田、蟹沢・長浜、戸ノ口・三本木・金子沢、不動、磐根、砂川、天鏡台温泉
千里地区	なし
月輪地区	田子沼、川崎、夷田、中目、松橋、小平潟、松橋浜
長瀬地区	内野、明戸、下館、志津、荻窪、水沢、伯父ヶ倉
吾妻地区	小田、名家、酸川野、田茂沢、木地小屋、市沢、達沢、高森、蒲谷地

○記載のない行政区は、一部を除き下水道・農業集落排水施設に接続できる地区です。
○その他行政区外等については、町上下水道課へお問い合わせください。

内容は令和3年度のものです。

裏面もご覧ください。

3. 補助の内容…工事内容により、下表（１）を基本に（２）（３）（４）との組み合わせとなります。

（１）A 新築の場合（全てが補助を受けられるとは限りません。詳しくはお問い合わせください。）

浄化槽の大きさ	基準額	
	窒素及びリン除去型浄化槽 (猪苗代湖流域内 T-N10mg/ℓ以下、T-P 1mg/ℓ以下)	窒素除去型浄化槽 (猪苗代湖流域外)
5人槽 延床面積が130㎡未満	599,000円	207,000円
6～7人槽 延床面積が130㎡以上	897,000円	237,000円
8～10人槽 台所、風呂が各2か所以上の二世帯住宅等	1,252,000円	330,000円

（１）B 新築以外（水回りのある既存建物への工事等）の場合

浄化槽の大きさ	基準額	
	窒素及びリン除去型浄化槽 (猪苗代湖流域内 T-N10mg/ℓ以下、T-P 1mg/ℓ以下)	窒素除去型浄化槽 (猪苗代湖流域外)
5人槽 延床面積が130㎡未満	774,000円	414,000円
6～7人槽 延床面積が130㎡以上	1,134,000円	474,000円
8～10人槽 台所、風呂が各2か所以上の二世帯住宅等	1,582,000円	660,000円

（２）

単独浄化槽等撤去費（適用には条件があります）

※（１）Aの場合は除く

種別	基準額
単独処理浄化槽	150,000円
くみ取り便槽	120,000円

（３）単独処理浄化槽等転換に係る配管費

※（１）Aの場合は除く（適用には条件があります）

種別	基準額
くみ取り便槽または単独処理浄化槽からの転換に伴う、既設配管の撤去、浄化槽までの流入管の設置、ますの設置及び浄化槽から放流先への放流管の設置に係る経費	330,000円

（４）窒素・リン除去型浄化槽整備促進費

※（１）猪苗代湖流域内のみ

種別	補助額
新築の建物に接続するもの及びくみ取り便槽または単独処理浄化槽から窒素及びリン除去型浄化槽に転換した場合のみ ★猪苗代湖保全のための福島県からの特別な上乗せ補助です。	110,000円

（例）延床面積150㎡（7人槽）の住宅で単独処理浄化槽を使用。水回りのみの工事で単独処理浄化槽を撤去して同じ場所に窒素及びリン除去型浄化槽を設置する。→（１）B1,134,000円+（２）120,000円+（３）300,000円+（４）110,000円=1,664,000円

○国が定める環境配慮型浄化槽でないと補助対象となりません。詳しくはお問い合わせください。

○予算の範囲内での事業となります。町上下水道課へお早めにお申し込みください。

○補助の対象となる経費は、浄化槽設置に係る費用のみです。基準額を超える設置費用及び建物の改装費用等（内外壁、便器、浴槽、流し台ほか）は別途ご負担ください。

○現場の状況により工事価格は様々です。複数の業者に見積を依頼することをおすすめします。

○住宅兼店舗等の場合は、補助内容が異なる場合がありますので、お問い合わせください。

○浄化槽の設置には、法に基づく各種届出が事前に必要です。設備業者等へご相談ください。

○補助金交付決定前に着工・完成しているものに対しては、補助できません。

○合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への入れ替えは、補助の対象外となります。